無線 LAN 機器レンタルサービス規約

D.U-NET 株式会社（以下「事務局」といいます。）は、以下の規約（以下「本規約」といいます。）に従い、事務局との無線 LAN 機器レンタルサービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対して、無線 LAN 機器レンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第１条（本規約の変更）

事務局は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によるものとします。

第２条（申込）

本サービスを希望する者は、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込むものとします。

第３条（申込の承諾）

１．事務局は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。但し、事務局は事務局の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

２．前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

（１）事務局の業務の遂行上著しい支障があるとき

（２）申込者が事務局への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき

（３）その他、やむを得ない事由があるとき

第４条（契約の成立）

本サービスの利用希望者は、本サービスの申込の意思表示をし、本利用規約を承知した上で、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込むものとし、事務局がこれを承諾し、手続が完了した時点で本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第５条（契約内容の変更）

１．契約者は、住所、氏名、電話番号、対象クレジットカード番号、有効期限、その他既に事務局に届出している個人情報に変更があるときは、事前に事務局が別途指定する方法により事務局に通知するものとします。

２．前項の届出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、事務局は一切その責任を負わないものとします。

第６条（契約の解約）

１．契約者が、事務局の別途指定する手続に従って、各暦月の 22 日までに本サービス利用の終了を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該契約者と事務局との間の本契約は解約され、事務局による本サービスの提供は終了するものとします。なお、各暦月の 23 日から末日までの申し入れについては、翌暦月の末日をもって本契約は解約されるものと

します。
２．前項に従い本契約が終了した場合、契約者は、事務局による本サービスの提供が終了する日までに発生する事務局に対する債務の全額を、事務局の指示に従い支払うものとします。なお事務局は、本契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を当該契約者に対して払い戻す義務を負わないものとします。

第７条（契約違反等による解約）
１．契約者が本規約に違反したときは、事務局は何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。
２．前項によらず、事務局が本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
３．第１項による本契約の解約は、事務局の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
４．本条に基づく解約に伴う無線 LAN 機器の撤去および返還に要する費用は契約者の負担とします。

第８条（最低利用期間及び自動更新）
　最低利用期間は､本契約が成立した日が属する月の翌月から１年後の月の末日までとし、当該期間経過後は月次で本契約は自動更新されるものとします。

第９条(違約金)
　前条の最低利用期間の終了月より以前に契約の解除をする場合は、契約の解除成立月から最低利用期間終了月までの月数にサービス料金を掛けた金額を違約金として、契約者は事務局に支払うものとします。

第１０条（無線 LAN 機器の引き渡し）
１．無線 LAN 機器は、契約者の指定する日本国内の場所に配送することにより、契約者に引き渡されるものとします。
２．無線 LAN 機器の契約者への引き渡しの日から 5 営業日以内に、無線 LAN 機器について第１３条に定める保証に反することについての通知が契約者から事務局になされない場合、無線 LAN 機器が正常に動作することにつき、契約者が確認したものとみなします。

第１１条（無線 LAN 機器の貸与）
１．事務局は、本規約に従い、無線 LAN 機器を契約者に貸与するものとします。
２．契約者が、本規約に従い、本サービスの利用の申込時に、無線 LAN 機器の貸与を希望した場合、事務局より１台貸与されます。この場合において、事務局は無線 LAN 機器の郵送にともなう費用を負担するものとします。
３．契約者は、本条で規定する無線 LAN 機器の貸与を受けた場合において、当該無線 LAN 機器の管理責任を負うものとします。万が一、当該無線 LAN 機器を汚損、破壊、紛失した場合または盗難された場合には、事務局は契約者に対して本規約で規定する損害金を求めることができるものとします。
４．契約者が事務局からの貸与のため一度発送された無線 LAN 機器を故意または過失により返送したとき（次項の場合を除く）において、契約者が再度当該無線 LAN 機器の使用を要望した場合、事務局は、契約者の費用負担にて当該無線 LAN 機器の再貸与および再発送をするものとします。なお、使用できなかった期間においても次条に規定するサービス料

金は発生するものとします。
５．契約者が、利用契約を解約した場合には、貸与を受けた無線 LAN 機器を事務局が指定する場所へ契約者の責任と費用負担にて、速やかに返還するものとします。

第１２条（サービス料金および支払）
１．契約者は、本契約の締結に基づき事務局が別表にて記載する本サービスの料金（以下「サービス料金」といいます）を事務局が指定する方法で支払うものとします。
２．事務局は、サービス料金の変更は、契約者に３０日以上の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、契約者は、自らの責任において、サービス料金の変更通知を確認する義務を有しており、サービス料金が変更された後に、契約者が本サービス利用契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。
３．サービス料金は、毎月１日から末日までの１ヶ月単位で発生するものとします。
４．サービス料金は、本契約が成立した日の翌月から発生するものとし、支払いの対象となる期間が１ヶ月に満たない場合であっても、日割計算はされないものとします。尚、本サービスの利用契約が成立した日の当月から当月末日までの期間は無料期間とします。
５．利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約が終了した月の月末までのサービス料金を支払うものとします。
６．事務局は、事務局の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金計算の起算日、締切日を変更することがあるものとします。

第１３条（保証）
　事務局は、契約者に対して無線 LAN 機器の引き渡しの時において無線 LAN 機器が製品仕様に基づいて正常に動作することのみ保証します。また契約者に対して無線 LAN 機器の商品性および契約者の使用目的への適合性について保証しないものとします。

第１４条（修理および交換）
　契約者は、契約期間中に無線 LAN 機器に故障が発生した場合において、無線 LAN 機器の修理または交換を希望する場合、別途事務局が指定する方法により無線 LAN 機器を送付するものとします。ただし、第２１条第７項に該当する場合には有償となるものとします。

第１５条（無線 LAN 機器の設置および撤去）
　無線 LAN 機器の設置、移設、撤去については、契約者の費用負担により、契約者が行うものとします。

第１６条（無線 LAN 機器の種類）
　本サービスにより提供する無線 LAN 機器の種類は、別表のとおりとします。

第１７条（支払方法）
　無線 LAN 機器の使用料、無線 LAN 機器の設置、移設、撤去および保守に要する費用等であって、本契約に基づき契約者が負担する費用等は、事務局が料金表等にて定め、事務局の支払方法に準じて、支払うものとします。

第１８条（責任の制限）
１．事務局の責めに帰すべき事由により無線 LAN 機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、事務局は事務局の費用負担でその修復に努めるものとします。
２．前項以外の事由により無線 LAN 機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなった

ときは、契約者の費用負担で事務局はその修復に努めるものとします。
３．事務局は、無線 LAN 機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、無線 LAN 機器の使用障害に伴う損害については、事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。
４．事務局は、無線 LAN 機器の保守点検、修理又は復旧に当たって無線 LAN 機器が接続される通信機器を試験的に利用し、もしくは契約者の土地建物（契約者が賃借するものを含む）その他工作物および所有物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
５．契約者による無線 LAN 機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても事務局は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第１９条（契約者からの電気の提供）
　無線 LAN 機器の作動に必要な電源および電気は、契約者が提供するものとします。

第２０条（設置場所への立ち入り等）
　事務局は、無線 LAN 機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めたときは､予め契約者の承諾を得たうえ､随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

第２１条（無線 LAN 機器の保管・使用・返還）
１．本サービスの利用者は、契約者ご本人のみとします。
２．契約者は事務局の指示および取扱説明書に従って無線 LAN 機器を取り扱うものとします。
３．契約者は、善良な管理者の注意をもって無線 LAN 機器を使用管理するものとし、無線 LAN 機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動および事務局の回線以外への移設をしないものとします。
４．契約者は、無線 LAN 機器に添付された標識等を除去、汚損しないものとします。
５．サービス会員は、貸与品等を、その家族その他事務局が特に認める者（以下､「関係者」といいます。）以外の第三者に対して、使用させてはならないものとします。なお、関係者の行為は当該契約者の行為とみなされるものとし、本規約の各条項が適用されることに契約者は同意するものとします。
６．サービス会員は、貸与品等を貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。
７．契約者が、自己の責に帰すべき事由により無線 LAN 機器を滅失（修理不能、所有権侵害を含む）又は毀損したときは、別表に定める損害金に合理的な事務局の手数料を加えた損害金を支払うものとします。
８．本規約第５条（契約内容の変更）、第６条（契約の解約）、第７条（契約違反等による解約）により、無線 LAN 機器の返還の事由が発生した場合、その発生した日後８日以内に原状に復した無線 LAN 機器を事務局の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者が無線 LAN 機器を期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、損害金をお支払いただくものとします。損害金をお支払後､無線 LAN 機器をご返却いただきましても､損害金の返金は一切行わないものとします。

第２２条（申込受付業務等の委託）
１．事務局は、第２条（申込）、第５条（契約内容の変更）および第６条（契約の解約）の申込の受付に係る業務を外部に委託する場合があります。

２．乙は、再委託先に対して、本規約の規定を遵守させるものとし、再委託先の行為により契約者が損害を被った場合には、損害賠償責任を負うものとします。

第２３条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

１．本契約は平成２５年８月１日より実施するものとします。

２．本改正契約は平成２６年４月１日より実施するものとします。

別表

１．　サービス料金表（無線 LAN 機器１台あたりの料金です）

機器	初期費用	月額サービス料金
無線 LAN 機器	無料	500 円／月（税別）

※サービス料金は、毎月末日を締め日とし月額計算し、契約者は当該締め日が属する月の翌月に支払うものとします。但し、本サービス提供月においては、無線 LAN 機器ご利用料は無料といたします。
※本契約が、解約等理由の如何を問わず終了した場合、契約者は当該契約が終了した月の月末までの無線 LAN 機器ご利用料を支払うものとします。
※契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は期間中の料金の全額を支払うものとします。

２．損害金

損害金	4,680 円／台（非課税）